

平成26年度

事業計画書

公益財団法人かわさき市民活動センター

平成26年度事業計画

【取組の基本方針】

当財団の使命は「川崎市における市民活動の中間支援組織として市民相互の連携を図りながら市民活動の活性化を促進するとともに、青少年の心身の健全な育成を図るため、青少年事業の推進及び地域組織への支援を行い、もって住みよい地域社会の確立に寄与する」こととされています(定款第3条)。

平成26年度も引き続き、この定款の趣旨に基づき、市民活動の推進及び青少年の健全育成を2本の柱として、地域の関係団体・関係機関と連携し事業展開を図ってまいります。

平成25年度は、平成15年4月にかわさき市民活動センターとなってから10周年となることから、全市的イベント等に冠を付けて記念事業として実施しましたが、平成26年度は、新たな10年を迎え、全市域・全領域の中間支援組織として、また、こども文化センターの指定管理者として、市・市民が期待する役割を十全に果たせるよう努めてまいります。

【事業計画の具体的内容】

1 市民活動推進事業

市民活動推進の各事業を展開するに当たっては、常に全市・全領域的立場から推進するとともに、中間支援組織としての業務遂行能力の向上、機能充実に取り組みます。

(1) 会議室・フリースペース管理運営事業

ア 引き続き、会議室については有料とし、フリースペースについては無料として運営してまいります。また、利用者へのアンケート調査等を実施し、更なる利用率及び利便性の向上を図ります。

イ ブースについては、複数団体利用も可能とする一部運用の見直しを行い、柔軟な対応に努めてまいります。

(2) 情報提供・啓発事業

財団が担う中間支援組織の基本的役割として、市民活動団体の活動はもとより、学校におけるボランティア活動や企業の社会貢献活動など、全市域の市民活動の状況について、様々な機会を捉えて情報の収集を行うとともに、時宜に則して迅速な情報提供に努めてまいります。主な取組は、次のとおりです。

ア 情報紙「ナンバーゼロ」の発行(録音版の製作)

イ ボランティア・市民活動紹介冊子(ボラ・ナビ)の発行 <川崎市社会福祉協議会と共催>

ウ 神奈川新聞へのコラム連載

エ ホームページ・ポータルサイトの運営

(3) 調査・研究事業

平成26年度は、平成25年度に実施した市民活動実態調査及び助成金受給団体追跡調査の結果をまとめ、関係する団体・機関等、広く多方面に公開し情報提供するとともに、今後の各種事業の見直しに際し、基礎データとしての活用を図ります。

(4) 交流促進事業

市民活動団体、企業及び行政との相互交流・情報交換を活発化し、各セクター間の協働関係の強化を図るとともに、多くの市民の市民活動に対する理解や共感を得るため、交流会の開催等の各種事業に取り組みます。主な取組は、次のとおりです。

- ア ごえん楽市（かわさきボランティア・市民活動フェア）の開催
- イ ごえんカフェ（市民活動交流会）の開催

(5) 研修・相談事業

市民や市民活動団体が、活動団体の形成や運営等に必要なノウハウを簡便に習得できる機会を確保・提供するため、各種研修会・講座等を開催します。

相談事業については、市民や活動団体が気軽に利用できる体制を維持するとともに、専門的な相談にも応じられるよう、相談員及び職員の相談スキルの向上を図ります。

主な取組は、次のとおりです。

- ア ボランティア・市民活動入門講座の開催 <川崎市社会福祉協議会と共催>
- イ 市民活動基礎講座の開催
- ウ ボランティア・市民活動団体パワーアップ研修会の開催<一部、川崎市社会福祉協議会と共催>
- エ 災害ボランティア養成講座の開催
- オ 市民記者養成講座の開催
- カ 市民活動相談業務の実施
- キ NPO法人の手続に関する相談の実施 <川崎市と共催>

(6) 連絡調整事業

市民活動に関する様々な分野における団体間の情報交換や連携の強化・推進を図るため、必要に応じて各種連絡調整会議を開催します。会議の開催・運営に当たっては、実施効果の共有・活用を図るため、川崎市をはじめとした関係機関と連携のうえ実施します。

主な取組は、次のとおりです。

- ア 川崎市社会福祉協議会との連絡調整会議の開催
- イ 川崎防災ボランティアネットワークの運営
- ウ 大学との市民活動団体との連携・協働事業の支援促進
- エ 市・区の市民活動支援担当者との定期的情報交換会等の開催

(7) かわさき市民公益活動助成金制度運営事業

市民活動団体がより活発に活動を行えるよう、新たに活動を開始した団体の事業を対象としたスタートアップ助成と、従来の活動を充実又は拡大し行う事業を対象としたステップアップ助成 30・100・200 の4つのメニューにより助成を行います。

また、助成制度の一層の充実を図るため、制度検討プロジェクトの改正案の策定に取り組んでまいります。

(8) 川崎災害ボランティア活動助成事業

国内における災害発生後の被災地で行う復興支援に係るボランティア活動助成については、引き続き当助成事業を維持・継続してまいります。

(9) 川崎市市民活動補償制度運営事業

市民が安心してボランティア活動に取り組める環境づくりの一環として、引き続き、川崎

市市民活動補償制度運営事業（ボランティア保険事業）を川崎市から受託・実施します。

2 青少年健全育成事業

平成25年度と同様、これまでの経験と知識を活かし、受託全館のサービスの向上を図るため、今後ともスケールメリットを活かすなどの工夫を凝らし、利用者の利便性に即した事業展開を推進して、こども文化センター53館及びわくわくプラザ101校を適切に管理運営してまいります。

主な取組は、次のとおりです。

(1) こども文化センター運営事業

ア 快適な居場所づくり

基幹業務として、こども文化センター及びわくわくプラザにおいて、安全・安心かつ楽しい居場所を提供し、子どもたちの健全育成に貢献します。

イ 乳幼児の子育て支援

川崎市と連携し、子育てサークルや乳幼児親子が、気軽に利用できるよう環境整備を進めるとともに、各区こども支援室や保健福祉センター等と連携し、子育て支援事業を実施します。

ウ 中学生及び高校生の利用促進

主体的な活動の尊重・支援を基本とし、異年齢交流行事ほか、様々な工夫を凝らした行事に取り組み、中学生及び高校生の利用の促進を図ります。

また、音楽室設置館の南河原、宮崎及び白山こども文化センターについては、地域音楽活動の拠点として利用の促進を図ります。

エ 地域活動拠点としての利用推進

運営協議会等の意見を踏まえ、利用方法の改善や設備・機材の充実や地域特性に則した館運営に努め、市民活動団体の地域活動拠点としての利用促進を図ります。

オ 運営協議会との連携強化

(ア) 運営協議会の方々との連携した館の運営を行います。

(イ) 各館の運営協議会代表者参加による区単位の運営協議会を開催し、様々な情報・意見の集約を図り、地域と一体となったこども文化センターの管理運営を行います。

カ 不登校児への対応

不登校児が来館した際に適切な対応ができるよう、職員のスキルアップを図るとともに、利用が長期になるような場合は、学校と情報の共有化を図るなど等関係機関と連携した取組を進めます。

キ 児童の安心・安全の確保

(ア) 安全・安心の確保は、当財団の基本であることから、日頃からスタッフの見守り強化、遊具等の点検強化に取り組むとともに、事故ゼロ運動を推進し、より一層の事故防止の向上に努めます。

不審者等の対応については、必要に応じて職員が適切な対応がとれるよう、不審者情報をタイムリーに全こども文化センターに発信し、児童の安心・安全の確保を図ります。

(イ) アレルギー疾患を有する児童が年々増加傾向にあることから、引き続き、喫緊の課題として食物アレルギー事故防止に取り組みます。昨年度は、児童の誤食を防止する観点から、こども文化センターにおいて行事等を開催し食物を提供する際のルール作りに取り組みました。今年度は、このルールについて、保護者も含め関係者の理解を深める取り組みを進めます。

ク 専門相談員の巡回配置

近時、わくわくプラザを利用する特別な支援を必要とする児童数が増えています。こうした状況を踏まえ、引き続きスタッフに助言・援助するための専門相談員を巡回配置し、全ての子どもたちが豊かな放課後を過ごせるための取組を進めます。

ケ わくわくプラザ学習タイムの実施

引き続き専任アドバイザー（ボランティア又は臨時職員）を配置し、自学・自習を落ち着いてできる時間と環境を確保し、子どもたちの学習習慣の形成を図ります。

コ 研修制度の充実

人的サービスの基本となる職員のより一層の資質向上を図るため、経験や役職に応じた研修を計画的に実施します。

サ こども運営会議等の活動促進

「川崎市子どもの権利に関する条例」に則り、また子どもたちの自律性を高めるため、行事等の開催や遊びのルール作り等に際しては、「子ども運営会議」を積極的に開催し、子どもたちと協働で企画・立案に臨みます。

シ 地域関係機関・関係団体との連携の強化

こども文化センター及びわくわくプラザの円滑な事業の運営を図るため、

- ・学校及び行政機関
- ・各区役所こども支援室及び保健福祉センター
- ・地域子育て支援センター及び子育てサークル等
- ・各地域施設利用団体

などの関係機関・団体との共同事業の実施及び連携強化を推進します。

また、特別な支援を必要とする児童への対応強化を図るため、

- ・発達相談支援センター
- ・児童相談所
- ・地域療育センター

などの関係機関との交流推進、連携強化に取り組みます。

ス 複数館による合同行事の開催

当財団のスケールメリットを活かし、多くの子どもたちが参加できるゲーム等を各館共通の遊びとし、複数のこども文化センターの子どもたちが集う合同行事を開催し、交流を図ることにより、子どもたちの輪を広げます。

セ 体験学習の拡充

子どもたちの豊かな人間形成の一助として、市民活動団体や地域の方々に協力いただき、様々な体験学習を企画実施します。

ソ 地域ボランティア等との協働推進

知識と経験を有した地域ボランティアと子どもたちが、共同して様々な行事等を企画実施することによって、地域の子どもと大人が共に遊び・育み合うことができるよう場の提供を図ります。

タ 施設等の改修・整備への取組

(ア) 大規模修繕について

いくつかのこども文化センターでは施設・設備の老朽化が進んでおり、指定管理者の修繕に係る経費負担が毎年大きくなっています。

30万円を超える修繕の経費については、市が負担することとなっていますが、安全・安心確保の観点から緊急度が高い場合については、市と協議のうえ、指定管理者が負担しています。この経費も同様の理由により増加傾向にあり、今後指定管理料の中では賄いきれない状況も想定されます。

市も、こうした状況については、認識していることから、来年度の指定管理者の選定替えに向け、市との協議を鋭意進めます。

(イ) 小破修繕について

見積額 30万円以下小破修繕についても、上記のとおり増加傾向にあることから、契約に際しては、見積り・入札等の手続を厳格に執行するとともに、引き続き、現場を熟知している元学校業務職の方々にご協力をいただき迅速な対応を図るなど、予算の効率的・効果的執行に取り組みます。

チ 財政基盤の安定確保と円滑な事業運営

指定管理業務の円滑な運営の一助となすため、特別費用準備資金等取扱規則に基づき、特別費用準備資金や資産取得・改良に充てる資金を計画的に保有し、円滑な事業運営と財政基盤の安定確保を図ります。

(2) 子育て支援・わくわくプラザ事業

川崎市は、就労等のため、わくわくプラザの終了時間午後6時までに、子どもの迎えが難しい保護者のため、1時間の延長事業(子育て支援・わくわくプラザ事業)を有償で実施しています。子育て支援拡充の観点から、引き続きこの事業を川崎市から受託し、実施してまいります。

(3) 地域子育て支援センター(児童館型)事業

この事業は、川崎市が、平成20年10月から、こども文化センターを利用して実施している事業です。当財団は「ふぁみいゆ」という愛称で受託・実施しています。

地域子育て支援策の一環として、平成26年度も10箇所での事業を実施する予定です。併せて、未就学児と保護者が楽しく安心して遊べ、交流できる場として、地域の関係諸機関と密に連携を図り、育児不安等についての相談、子育てサークル等の育成支援及び地域の保育資源の情報提供等に積極的に取り組みます。

(4) その他

ア 平成26年度も非常時における児童の安全の確保をより適切に行うため「川崎市こども文化センター災害時対応マニュアル作成指針」に基づいて作成した施設ごとの対応マニュアルに沿って、緊急時に適切な対応ができるよう取り組んでまいります。

イ 大学等からの教育実習・インターンシップの受入れ要請をはじめ、更には中学校や高校

からの職業体験学習等の受入要請が、年々増加傾向にあります。業務外のため対応に苦慮していますが、平成26年度も引き続き可能な限り受け入れてまいります。

3 法人の運営

公益財団法人として、その役割・機能を発揮できるよう、また、公益法人としてのメリットを活かした経営改善に向け、所要の整備に取り組みます。

主な取組は、次のとおりです。

(1) 業務・組織の改革

ア 法人の中核を担い得る人材の確保・育成を図るため、中長期的視点にたち計画的な人事配置及び組織体制の整備を進めてまいります。

イ コーポレートガバナンスの取組強化に向け、信賞必罰の原則に基づいた労務管理を継続して行うとともに、諸規程の整備を進めてまいります。

(2) 財務改善

ア 公益法人の会計基準(20年改正基準)により即した予算執行及び会計処理を確立してまいります。

イ スケールメリットを活かした事業運営を推進し、引き続き、効率的・効果的な事業執行と業務の改善に努めてまいります。

ウ 特定費用準備資金の備品交換事業については、計画どおり平成26年度に的確に実施してまいります。